

## 第141回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和3年8月23日(火) 午後2時00分
- 2 開催場所 東京都庁第一本庁舎 21階 委員会室 (Web併用会議)
- 3 出席委員
- |    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 9番  | 馬 場 治   |
| 2番 | 前 田 福 夫 | 10番 | 浜 川 祝 男 |
| 3番 | 岩 田 光 正 | 11番 | 高 瀬 吉 安 |
| 4番 | 関 恒 美   | 12番 | 川 村 松 男 |
| 5番 | 鈴 木 正 明 | 13番 | 山 下 奉 也 |
| 6番 | 佐々木 隆幸  | 14番 | 小 島 智 彦 |
| 7番 | 丸 裕 二   | 15番 | 有 元 貴 文 |
| 8番 | 井 上 潔   |     |         |
- 4 欠席委員 なし
- 5 その他の出席者
- |                  |                 |         |
|------------------|-----------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課    | 課 長             | 藤 井 大 地 |
| 〃                | 統括課長代理 (漁業調整担当) | 高 橋 克 己 |
| 〃                | 統括課長代理 (漁業取締担当) | 小 埜 田 明 |
| 〃                | 主 事 (漁業調整担当)    | 長 野 雄 太 |
| 東京都島しょ農林水産総合センター | 所 長             | 松 川 敦   |
| 〃 振興企画室          | 室 長             | 小 野 淳   |
| 東京海区漁業調整委員会事務局   | 事務局長            | 米 本 武 史 |
| 〃                | 主 事             | 岩 田 笑 里 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人 8番 井 上 潔 9番 馬 場 治
- 8 報告事項
- 9 議 案
- (1) 漁業法第64条第4項に基づく海区漁場計画(小笠原地区)(案)に対する意見聴取について(知事諮問)
  - (2) 漁業法第64条第5項に基づく公聴会の開催について(決定)
  - (3) 伊豆諸島海域におけるかにかご漁業の委員会指示について
  - (4) 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について
- 10 その他

1 1 議事事項

(午後2時10分 開会)

事務局長	<p>出席状況の報告。本日は、15名全員出席（3番の岩田委員以外、ウェブ参加）。</p> <p>資料の確認。</p> <p>それでは、会長、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。有元です。本日、全員出席とのことで、ちょっとオンラインのほうがうまくいっていないところもあるようですが、どうもありがとうございます。</p> <p>7月に続いて夏場の委員会開催となりました。今日までに緊急事態宣言が解除されることを期待していたのですが、残念ながら9月以降も延長となり、本日もオンラインでの開催となってしまいました。夏休みの観光シーズンに伊豆諸島小笠原でも感染状況の悪化が心配されていると新聞報道で目にしておりますが、皆様の各地の感染状況が悪くならないことを懸念しております。</p> <p>それでは、議事を進めたいと思ひますが、本日の議事録署名人を最初にお願ひしたいと思ひます。順番で8番の井上委員、そして、9番の馬場委員にお願ひしようと思ひます。よろしいでしょうか。</p>
8番、9番委員	はい
会長	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、報告事項から事務局いかがでしょうか。</p>
事務局長	<p>それでは、口頭になりますが、報告させていただきたいと思ひます。前回の委員会であじさば関係の許認可方針ということで、火光利用さば漁業と棒受け網漁業について諮問させていただきました。これにつきましては、委員会の後に開きました「千葉・東京連合海区」、それから、8月5日に「一都三県連合海区」、両方ともウェブ会議でしたが、原案どおり決定してございます。</p> <p>火光利用さば漁業につきましては40隻、あじさば棒受け網漁業については65隻、許可の有効期間につきましては1年間、今年の11月1日から来年の10月31日までということで、原案どおり決定してございます。</p>
会長	<p>あじさば関係の「千葉・東京」、「一都三県」が完了したという報告を頂きました。早速議事を進めたいと思ひます。</p> <p>議案は4件になりますが、資料確認をしながら進めるようにいたしますが、ご不明な場合、お申し出ください。</p> <p>では、議案（1）で「漁業法第64条第4項に基づく海区漁場計画（小笠原地区）（案）に対する意見聴取について（知事諮問）」、お願ひいたします。</p>
事務局長	【資料1】の諮問文朗読。
水産課	【資料1】の諮問文以降、説明。

事務局長	会長、お願いします。
会長	<p>ちょっと雑音が入って聴き取りにくい部分もあるのですが、今、水産課から説明を頂きました。これについて公聴会を開催するという順番になります。パブコメでは意見はなかった、港湾局とも相談をしているというお話でした。</p> <p>何かご意見はございますでしょうか。</p> <p>特に小笠原地区の高瀬委員、佐々木委員からのご意見は何かございますでしょうか。</p>
11番委員	小笠原島漁協としては、次の漁場計画まで1年半ぐらいの期間しかないので、できればこの計画案でお願いしたいと思っております。
会長	ありがとうございます。佐々木委員はいかがでしょう。
6番委員	高瀬委員と一緒に、この案でやっていただければうれしいと思います。
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他に、ご意見がなければ議案(2)になります。「漁業法第64条第5項に基づく公聴会の開催について(決定)」、事務局からお願いいたします。</p>
事務局長	【資料2】に基づき説明。
会長	<p>ありがとうございました。事務局から公聴会の手続きについての説明を頂きました。委員会が公聴会を開催するというので、あらかじめ決議しておくということです。新型コロナウイルスの中で、委員が現地で参加するという従来の方式では開催が厳しい状況になってしまった。特に、小笠原も現在、感染状況が大変厳しい状況でありますし、来島自粛というお願いも出ているようですので、事務局含めて、各漁協の対応というのが難しくなるかと感じています。</p> <p>この手続きについての質問、そして、何かご意見はありますか。</p> <p>小笠原の高瀬委員、佐々木委員からご意見、ご希望、ご要望がありましたら、お願いしたいと思うのですが。</p>
11番委員	会長がおっしゃったように、小笠原は夏休みにコロナがはやり始めていますので、こちらに来られるというのは厳しいかなと、今の状況だと思っております。
会長	今回の委員会もそうですが、オンライン主催で行うということで、手続き上ちょっと不便なところもあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。
11番委員	コロナの状況次第でまた変わるとは思ひますが。
会長	佐々木委員はいかがでしょう。
6番委員	済みません、雑音が入ってなかなか聞き取れない部分もあるのですが、なるべくオンラインでやっていただければ、こちらとしては助かります。
会長	安全に、安心ということで、オンライン主催になることはご理解いただけたと

<p>事務局長</p>	<p>いうことで。特にご意見がなければ、事務局から大事なところですので、改めて読み上げてもらうことでいかがでしょうか。</p> <p>それでは、事務局から皆様方に本日決めていただく、これから決めていただくことを読み上げさせていただきます。</p> <p>まず、開催日時につきましては、10月12日の午後2時からということ。開催場所は、都庁の海区漁業調整委員会室になります。それから、意見を聴取する案件としまして、小笠原地区の海区漁場計画（案）についてでございます。</p> <p>それから、公示する案につきましては、先ほどご説明した内容になります。</p> <p>また、公述人を定める件、もし、公述人が多い場合人数なりを絞るという件につきましては、会長の一任ということをお願いしたいと思います。</p> <p>続いて、代理人による意見の陳述、それから、文書による意見提出、これについては認めるという形でご審議いただきたいと思います。</p> <p>それから最後ですが、傍聴人の人数につきましては、新型コロナの感染症対策のため、委員会室の場合は5名を上限とする。それから、小笠原の会場につきましては、これから事務局と地元の小笠原支庁担当と協議した上、会長に一任するということになります。</p> <p>以上ですが、議長、お願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の委員会において決定が必要な事項、事務局が読み上げた内容として、公示の文面は文書担当による軽微な変更は了承するというを理解いただき、公述人、傍聴人に関しては、会長一任、事務局と相談するという、その形で決定としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし</p>
<p>会長</p>	<p>なかなか手続きが難しく、コロナの関係でまた大変になりますが、この形で決定したいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>大事な決定事項ですので、ここで繰り返し事務局から、お願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、小笠原というか各島もとは思いますが、若干触れさせていただきます。</p> <p>小笠原については、昨年の11月以降、7月位まで9か月間島内で発生がなかったのですが、8月に入ってから1週間で7名ほど。現在は、おがさわら丸には、村民であってもPCR検査で陰性の方だけが乗船しているのですが、それでもやはり発症者が7名出ている。</p> <p>それから、そのPCR検査においても、4便連続で陽性者が出ているという状況でございます。先週の16日に村の緊急事態宣言ということで、村内コロナウイルス一掃期間ということで、明日から9月6日までの2週間、いわゆる内地、こちらのほうから観光、仕事等の来島を自粛するという、島民の方は上京することを自粛してくださいということです。島民の方は、そのため明日の便になるべく乗船ということで、もし、間に合わない場合は9月8日まで東京に滞在ということが呼びかけられています。</p> <p>小中学校も9月まで休み、高校生も全員リモート、保育園の方も、船に乗った</p>

	<p>場合、自宅で経過観察2週間ということで、いわゆる海外から日本に入ってきたのと同じような状況で自宅待機を求められています。</p> <p>既に、島の飲食店につきましては、時短営業やアルコール提供の部分ではなく、既に店内飲食の禁止、テイクアウトのみの営業ということ、8月いっぱい行うという状況にもあります。村も、村内の会議は中止か延期、今回のようなウェブ会議ということが村内であっても行われるとのこと。</p> <p>先ほど、事務局と小笠原で打合わせということで、9月頃にお伺いしてということも考えておりましたが、小笠原支庁としては、こちらからの出張は、なるべく延期なり中止要請という状況ですし、支庁職員についてもなるべく東京等への出張や休暇を見直すということ、もし上京した場合、同じように事務室には2週間は出勤せず、自宅から在宅勤務ということで、かなり厳しい状況でございます。</p> <p>これを踏まえ、まず、公聴会、そして答申の海区委員会については、基本的にウェブ開催を考えております。開催場所は都庁の海区委員会室ということになってございます。伊豆諸島でも、前回大島地区については、都漁連の会議室ということで、必ずしも現地開催の必要はないということでございます。委員の皆様とは、ウェブで都庁につなぐ形を考えてございます。</p> <p>それから、小笠原からの公述人につきましては、ウェブで参加していただきたいと思っております。地元からの公述人、高瀬委員と佐々木委員の参加方法につきましては、支庁あるいは村の会議室等という形で、これから小笠原支庁とも相談しながら、支障のないように考えたいと思っております。</p> <p>それから5番目として、先ほど来ですが、142回の海区委員会につきましては、この公聴会の後に連続して同じ日にやると考えてございます。前は父島の公聴会、翌日母島の公聴会、その母島の公聴会の後に海区委員会ということをやっておりましたが、今回は、公聴会としてまず父島地区の方から公述をしていただき、続いて、母島地区の人に公述をしていただくということで、1回の公聴会で父島、母島を終わらせるということで考えてございます。</p> <p>検討課題ということで、もし漁協関係者以外で公述希望があった場合、これまではございませんが、この取扱い、小笠原地区以外からの公述の希望者があった場合、今後実際あるかどうかではあります、随時、会長等と相談の上決めさせていただきたいと思っております。</p> <p>傍聴人につきましても、同様に小笠原地区以外からあった場合をどうするか、またご相談しながら決めたいということで、以上が全体の公聴会の開催方法でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。公聴会そのものは初めてではないのですが、コロナの状況下での初めての対応ということで、大変ご苦労されているようです。</p> <p>事務局から小笠原での方式や参加方法について相談があるとのことですが、小笠原の2人の委員には、対応をよろしく願いいたします。</p>
会長	
11番委員	はい。分かりました。よろしく申し上げます。
6番委員	はい。分かりました。よろしく申し上げます。

会長	<p>よろしいでしょうか。小笠原に委員の皆さんと一緒に伺い、漁業者ともお会いできるいい機会だったのですが、今回はコロナ対応ということで残念ですが、オンラインでの対応ということで、よろしく願いいたします。</p> <p>それで、議案（3）に進み、「伊豆諸島海域におけるかにかご漁業の委員会指示について」、事務局お願いします。</p>
事務局長	<p>【資料3】に基づき説明。</p>
会長	<p>ありがとうございました。有効期間の年度更新のみで内容に変更はなしということ。何か質問、ご意見はございますでしょうか。</p> <p>ないようですので、決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>議案の最後4番目になります。「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」です。事務局からお願いいたします。</p>
事務局長	<p>【資料4】に基づき説明</p>
会長	<p>昨年の千葉県が書面開催の実施ということで、今回も東日本ブロックの各道県に連絡したが、ほとんどが書面開催の希望があったということです。</p> <p>現在のコロナの感染拡大の状況から、いずれの県においても厳しいということです。以上のことから、書面開催とすることで決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
会長	<p>書面開催ということで決定したいと思います。</p> <p>事務局は、通知等事務手続きをお願いいたします。</p> <p>次に、前回の委員会でもご意見を聞きましたが、来年の全漁調連の要望事項について、東京海区から何を出すかということで、ご意見はありますでしょうか。</p> <p>事務局からはいかがでしょうか。</p>
事務局長	<p>全漁調連からは、今年の要望についての回答が8月末に書面で集まるということになってございます。</p> <p>この回答につきまして、9月は海区がございませんので、皆様方には回答結果を郵送させて頂き、改めてご意見をおおよそ9月末までに聞いて、その後、会長と事務局で相談の上、第142回の10月12日の委員会で決定いただきたいと思います。</p> <p>実際、書面開催のため、昨年の千葉海区も同様に回答期限を延長し取りまとめをしてございます。改めて、9月末までご意見を延ばさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>それでは、来月改めて皆様の意見を受けて検討したいと思います。いかがでしょうか。その方法でよろしいでしょうか。</p>

委員一同	異議なし
会長	<p>それでは、事務局から昨年度提案した要望事項の結果について、委員の皆さんにお送り頂き、意見ををまとめて、再度連絡をするという手続きになります。</p> <p>これで本日、予定した議案4件が終わりました。事務局から、その他として幾つかあるようですので、お願いいたします。</p>
10番委員	先ほど少し3号議案のところで確認したかったのですが、ミュートが入っていて聞こえなかったようなのですが、ちょっと戻らせてもらってもいいですか。
会長	かにかご漁業の委員会指示についてですね。
10番委員	ちょっと確認をしたいのですが、よろしいでしょうか。
会長	はい。お願いいたします。
10番委員	過去には2隻操業実績があったのですが、今は1隻だけになっているのです。それがどういういきさつなのか、ちょっと教えていただきたいのですが。
事務局長	一応、承認枠が6隻のところ、現在5隻です。何か神津のほうで、申請自体が2隻から1隻になったのではないかなと思います。
10番委員	そうですか。
事務局長	もし、希望があれば今回新たに申請することは可能かと思います。
10番委員	そうですか。分かりました。了解です。
会長	議案の(3)のかにかご漁業についての神津島からの確認でした。水産課で改めて確認の上、連絡を頂くような形にしたいと思います。
10番委員	分かりました。了解しました。ありがとうございます。
会長	それで、その他として事務局にマイクを回したいと思います。
事務局長	水産課から、クロマグロの漁獲実績について説明していただきたいと思えます。よろしく申し上げます。
水産課	<p>前々回の海区委員会で、浜川委員よりご質問がありました前管理期間のクロマグロの漁獲実績、それから、併せて現管理期間の実績についてご説明いたします。</p> <p>初めに、前管理期間である第6管理期間の実績についてご説明いたします。大型魚について、大島支庁管内で目安量1万5,000キロのところ、漁獲量は1万3,535キロ、消化率は90.2%。三宅支庁管内で目安量1万5,000キロのところ、漁獲量は1万2,317キロ、消化率82.1%。八丈支庁管内で目安量1万5,000キロのところ、漁獲量は1万4,311キロ、消化率95.4%。小笠原支庁管内で目安量1,600キロのところ、漁獲量は1,613キロ、消化率は100.8%です。それから、定</p>

	<p>置網の漁獲実績はありませんでした。</p> <p>東京都全体では、漁獲枠4万8,800キロのところ、漁獲量は4万1,776キロ、消化率87.6%でした。</p> <p>続きまして、小型魚については、大島支庁管内で目安量5,200キロのところ、漁獲量は1,902キロ、消化率は36.6%。三宅支庁管内で目安量4,400キロのところ漁獲量1,282キロ、消化率は29.1%。八丈支庁管内で目安量が4,400キロのところ漁獲量は245キロ、消化率は5.6%。小笠原支庁管内の定置網での実績はございませんでした。</p> <p>東京都全体では、漁獲枠1万5,800キロのところ、漁獲量は3,430キロ、消化率は24.3%でした。</p> <p>続きまして、現管理期間である令和3管理年度の7月末までの実績についてご説明いたします。</p> <p>大型魚については、大島支庁管内で目安量が1万2,000キロのところ、漁獲量は2,370キロ、消化率は19.8%。三宅支庁管内で目安量1万2,000キロのところ、漁獲量は817キロ、消化率は6.8%。八丈支庁管内、小笠原支庁管内、定置網での実績はございません。</p> <p>東京都全体では、漁獲枠3万9,900キロのところ、漁獲量は3,188キロ、消化率は8%です。</p> <p>続きまして、小型魚については、大島支庁管内で目安量が5,300キロのところ、漁獲量は619キロ、消化率11.7%。三宅支庁管内で目安量4,000キロのところ、漁獲量は30キロ、消化率は0.8%。八丈支庁管内、小笠原支庁管内、定置網での実績はございません。</p> <p>東京都全体では、漁獲枠1万4,900キロのところ、漁獲量649キロ、消化率4%となります。以上となります。</p>
会長	<p>クロマグロの漁獲実績について、昨年分と今年分の途中経過報告まで、ありがとうございました。私から質問なのですが、漁獲実績の締めが3月31日になったことで、管理期間という言い方をやめて、管理年度という言い方に変わったのですか。</p>
水産課	<p>今年の4月からの「漁期」につきましては、令和3管理年度ということで、これまでの第6とか第5という言い方が、一体いつの年度なのか分かりにくいということから、この4月から変わったと水産庁から説明を受けております。</p>
会長	<p>やっと分かりやすくなったということですね。 ご質問、ご意見はありますか。ございませんか。</p>
10番委員	<p>締めの期間をずらすということはできないでしょうか。今までの実績を考えると、4月の半ば過ぎ位から操業をやめているのです。</p>
会長	<p>沿岸漁業と沖合の漁業とで、ずれたままになっていたのではなかったでしたか。</p>
10番委員	<p>そうですね。4月1日ではなくて、例えばちょっと1か月ずらして5月1日か</p>

	ら翌年の4月30日までずらすのはどうなのでしょう。
会長	東京都だけで決める話ではなくて、水産庁からこの期間内でこの割当てとして いるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。
水産課	おっしゃるとおり、このクロマグロの資源管理、特にTAC管理につきましては、 国が全て取りまとめるということで、全国一律の取扱いを受けています。
	この管理期間を決めるときに、東京からは、ちょうど盛漁期にかぶるようなと ころで管理期間が切れるのはちょっとよろしくないという話は散々申し上げたの ですが、全国的な状況から、東京の意見は取り上げられず、現在のような形に決 まったという経緯がございます。
	クロマグロにつきましては、国の資源管理方針の中で、全国的な漁獲割当てが 決められまして、それに基づいて、東京都も資源管理方針を定めて管理期間を設 定して、漁獲枠を公示して管理しているところでございます。
	気持ちとしては十分理解するのですが、そういう事情の中の管理ですので、何 とぞご理解いただければと思います。
10番委員	よく理解しました。ありがとうございます。
会長	仕方ないというところで、ご理解いただかなければしょうがないですね。 もう1件、事務局からお願いします。
事務局長	先週、金曜日に水産庁から、太平洋広域漁業調整委員会の委員宛てという通知 がございました。
	現在、水産庁のホームページで確認頂けますが、「遊漁によるクロマグロ採捕 禁止措置を実施中」ということで、海域は、太平洋、日本海に限らず、日本の全 海域で、遊漁によるクロマグロが、8月21日土曜日から来年の5月31日まで採 捕禁止とする委員会指示が発令されています。前回説明しました30キロ未満、30 キロ以上を問わず、遊漁によるクロマグロが採捕禁止ということでございます。
	これは前回、島しょセンターで説明をいたしました。今年3月の太平洋広域漁 業調整委員会指示39号で、「小型魚の採捕の禁止」、遊漁者は30キロ未満の小 型魚は採捕が一切禁止ということ。大型魚については、禁止ではなく採捕したら 報告しなさいということでした。
	今回の7月29日付け太平洋広域漁業調整委員会の第40号の指示は、「クロマ グロの大型魚の採捕の制限」ということになってございます。小型魚について は、採捕してはならないという一文でございましたが、大型魚につきましては、 採捕してはならないではなく、「漁獲可能量制度」、いわゆる「TACに基づく クロマグロの資源管理」の枠組みに支障を来す恐れがあると認めるときは、禁止 することを公示するとなっております。期間を設けて、公示するということ。
	次に、「公示があった場合は採捕禁止」という二段構えになっています。ま た、意図せず、狙っていないで獲れた場合も放流、リリースすることとなってい ます。
	この公示については、広域漁調会長の先決と会長一任という事項でして、委員 会は開催されていません。その形で、8月20日付けで、「8月21日から来年の

水産課	<p>5月31日までという期間」を「大型魚の採捕禁止期間」という公示になってございます。従いまして、遊漁では、来年の5月31日まで、小型魚、大型魚ともに採捕の禁止となっております。</p> <p>先日の7月29日の委員会で少し議論になった点は、現在のTACの枠組みに支障を来す恐れがあると認めるときの基準、どの程度だと支障を来す恐れがあると認めるのかという点で、水産庁に対して意見が出されましたが、総合的に判断してということで具体的な話にはなってございません。</p> <p>その他に、漁業者代表の委員からは、漁業者は枠の設定ということで制限を設けられているので、その期間は遊漁は一切禁止するという指示にできないのかという意見ございました。</p> <p>それから、このリリースという部分についても、結局、30キロという大型の魚で、リリースは難しいのではないかという意見もございました。一方で、遊漁者団体の代表者からは、リリースの技術があるから大丈夫であるとの意見も出されました。これは団体の技量、先駆的な方であれば、そのような意見もあります。全般的に見れば、そういう方ばかりではないので、その辺は疑問点が出されています。</p> <p>今後は、この広域委員会の指示については、違反した場合は農林水産大臣に裏づけ命令の申請をして、その上で罰則をかける手続きになります。</p> <p>実際に、水産庁ではそのような疑いのある情報を得た場合、都道府県を通じて調査を実施するとなっておりますが、具体的な情報ではございません。</p> <p>今後、国から具体的なこの指示について、情報等あり次第皆様方に情報提供したいと思っております。水産課から補足がありましたら、お願いします。</p> <p>内容につきましては、今、事務局長からお話のあったとおりでございます。3月に出されたこの小型魚禁止、また、大型魚についてはリリース、報告しなさいという部分については、各マリーナとか関係する遊漁者に対して、遊漁船業者に対して通知というか協力を依頼したところです。また今回、さらに大型魚についても獲ってはいけないということで、規制強化されておりましたので、先に案内したところに対しては、引き続き、改めて大型魚も採捕は禁止という点を周知したいと思っております。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>水産庁から3月の段階では報告せよとなり、そのときに委員会の中で、皆さんからは、「報告しろということは、獲り放題という意味か」という話だったと思います。その結果として、やはり、採捕量が多いということが分かり、それに対応して今回の通知になったということになっております。</p> <p>質問がございましたら、お願いいたします。</p>
10番委員	<p>明確な採捕量の制限がない中で、その罰則をかけるということについて、はっきり言ったら、どういう形で罰則が加えられるのかということになるのだと思うのです。今回は、獲ってはいけない期間があるので、その間に獲ったら罰則ですよという内容だと思うのです。今後、その我々にかけているような採捕量の制限を遊漁者にかけていくのか。遊漁者なのか遊漁船なのかというのも問題になるかと思いますが、その辺、水産庁はどのように考えているのでしょうか。</p>

会長	<p>難しいところですが、お願いいたします。</p>
水産課	<p>これは東京海区から出している委員会指示とは同じもので、この指示が出ている中で遊漁者が大型のクロマグロを獲ってしまえば、それは委員会指示違反ということになります。</p> <p>それに対して、委員会指示違反は直ちに罰則をかけることはできないので、広域委員会から農林水産大臣に対して裏付命令というものを依頼をすることになります。大臣はその裏付命令をその違反した遊漁者に出します。遊漁者がその命令に違反した段階で、初めて罰則をかけるという流れになっております。</p> <p>つまり、漁業法、またはその関係法令に基づいて手続きを踏んで罰則をかけるという形になっておりまして、一時的なものではなくて、今後も採捕量が積み上がれば、遊漁者に対するこのような命令が出されるものと理解しております。</p>
10番委員	<p>今後水産庁は、その遊漁船に枠として与えるのか、遊漁者なのかというところの議論はされているのでしょうか。枠として扱おうとしているのですか。</p>
水産課	<p>今のところ遊漁に対して何トンという明確な枠を与えられているわけではないです。ただ、国のほうも枠については上限がございまして、大臣管理漁業、沿岸漁業、留保枠ということで割り振っているわけです。その留保枠の中でも、ある程度使い道が決まっているものもあります。それで、ある程度残る量もあるので、今年度は概ね20トン位だといわれておりますが、その枠を超えてしまいそうになった場合に、このような採捕禁止措置を出すということになっております。</p> <p>来年度、令和4年漁期について、何トンになるかというのはまだ不明ですが、令和3年漁期におきましては、遊漁見合いかと水産庁で考えているその20トンに採捕量が近づいたということで、このような措置がなされたと聞いております。</p>
10番委員	<p>今後、まだ議論の余地があるのかなと思いますが、留保枠というのを、今後、遊漁船なり遊漁者なりに増やすことのないような要望を水産課のほうでやっていただけますか。増やすと、結局、我々漁業者に年度で余った分の配分が減ってくる可能性のある話ですよ。もし、そういうことであれば、遊漁者に対する留保枠の使い道を検討してもらうように、水産課なのか、委員会なのかでちょっと要望という形で出すことをお願いしたいのですが。</p>
水産課	<p>お話はよく分かります。我々も同じ気持ちですので、水産庁には申し伝えたいと思います。</p>
会長	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>他にいかがでしょうか。特になければ、どう動いていくのか状況次第というところもありますが、情報をお伝えいただければと思います。</p> <p>では、特になければ、最後となりますが、次回の開催予定についてです。事務局、お願いいたします。</p>
事務局長	<p>次回につきましては、ご説明した公聴会の後ということで、10月12日の火曜日午後3時30分となっておりますが、公聴会の時間次第ということで繰り上げすることもございます。一応、目安として3時半となっております。</p>

会長	<p>それから、開催場所につきましては、こちらの都庁の海区委員会室、基本的には皆様方はウェブということで、もし、何らか状況が改善、あるいは是非対面でご相談や議論したいことがあるということであれば、人数によりますが島しょセンターをお借りするなり考えたいと思います。</p> <p>議題は、本日、水産課から諮問のありました海区漁場計画小笠原地区（案）に対する意見聴取、この公聴会を踏まえた皆様方からの答申になります。</p> <p>それから、全国海区漁業調整委員会連合会の来年度要望事項についてになります。</p> <p>その他の今後の予定といたしては、同日に午後2時から公聴会、その次の第143回委員会は、11月中旬から下旬を考えております。第143回は、遊漁者に対する委員会指示もございますので、午前中に海面利用小委員会を併せて開く予定にしておりますので、代表委員の方はご予約いただきたいと思います。</p> <p>その他に、有元会長は代表委員でございますが、太平洋広域漁業調整委員会と南部会でございます。例年ですと11月下旬から12月上旬となっております。ただいまのクロマグロの件もありますし、有元会長から代表して何か意見等がございますようでしたら、皆様方から意見を募りたいと思っております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>どうもありがとうございました。これをもちまして、第141回は終了になります。長時間にわたりどうもありがとうございました。次が10月23日と1か月以上空きますが、公聴会と委員会の2つが同じ日に行われます。緊急事態宣言が9月12日まで延長になっておりますが、その後どうなるかもよく読めておりません。小笠原だけではなく各島とも感染状況が厳しいと聞いておりますし、今後の状況も予断は許しません。ワクチン接種が終わった方も多いかと思いますが、皆様十分にご注意いただきまして、10月の委員会では、会場で対面で元気にお会いできればと思っております。本日は、どうもありがとうございました。</p>
----	--

(午後3時43分、会長、第141回東京海区漁業調整委員会の閉会を宣す。)